

(意見書案第13号)

輸入食品の検査・検疫体制の抜本的強化を求める意見書

中国製冷凍ギョウザによる食中毒事件は、全国各地で被害が報告され、消費者の不安を広げた。事件の背景として日本の貧弱な輸入食品の検査・検疫体制の抜本的強化を指摘する声が広くある。現に、問題の製品は厚生労働省の検疫所で残留農薬検査を受けていなかったものであり、2007年度の厚生労働省の残留農薬実施計画では年間200万件近くある輸入食品などの届け出のうち、残留農薬の検査は約2万6400件にとどまっている。

食料自給率が39%の日本において、食の安全・安心のために食品行政の抜本的強化が不可欠である。

よって、国においては、緊急に下記事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 食品衛生監視員の大幅増員及び輸入食品の検査率の大幅な引き上げにより、検査体制の抜本的充実を図ること。
- 2 食料安全保障の立場から、農産物の国内生産を大幅にふやし、食料の輸入依存から脱却して食料自給率向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月20日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
食品安全担当大臣

} 宛